

避難所について



内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(被災者行政担当)

指定緊急避難場所と指定避難所の違い









<施設>

自宅の安全を確認

居住不

可

能

指定避難所

災害発生後に、被災者等が 一定期間避難生活を する施設。

仮に、指定避難所として指 定されていた施設であったと しても、避難生活をする施設 としての安全性が確保されて いない場合や、ライフラインの 回復に時間がかかる場合、道 路の途絶による孤立が続く場 合には開設されない。

避難所の供与について

災害応急対策責任者

- ①指定行政機関の長
- ②指定地方行政機関の長
- ③地方公共団体の長その他の執行機関
- ④指定公共機関及び指定地方公共機関、(青年団その他の)公共的団体並びに 防災上の重要な施設の管理者

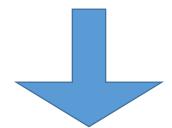
災害発生後に供与(開設)

避難所



①居住者等

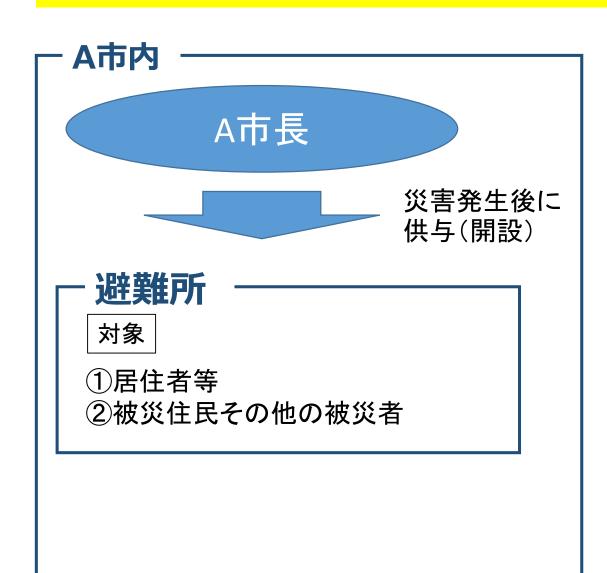
- ・避難のための立退きを行った居住者
- ・滞在者その他の者
- ②被災住民(自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民)その他の被災者

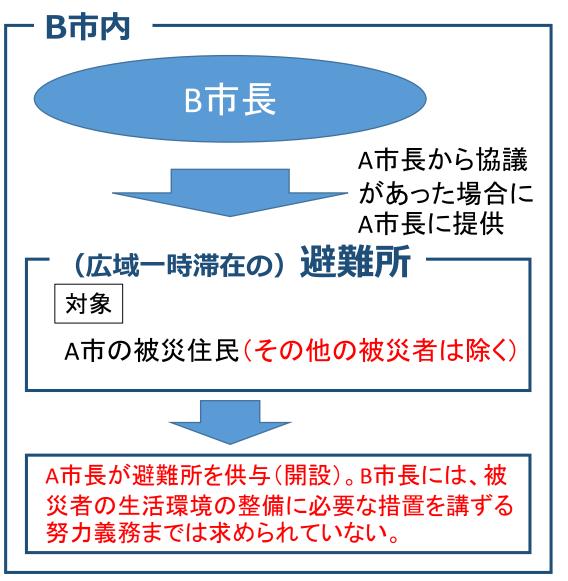


被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずる努力義務



避難所について2





サンライズ杷木(福岡県朝倉市)



上福井公民館(福岡県東峰村)



ピーポート甘木(福岡県朝倉市)



上福井公民館(福岡県東峰村)



避難所の開設について

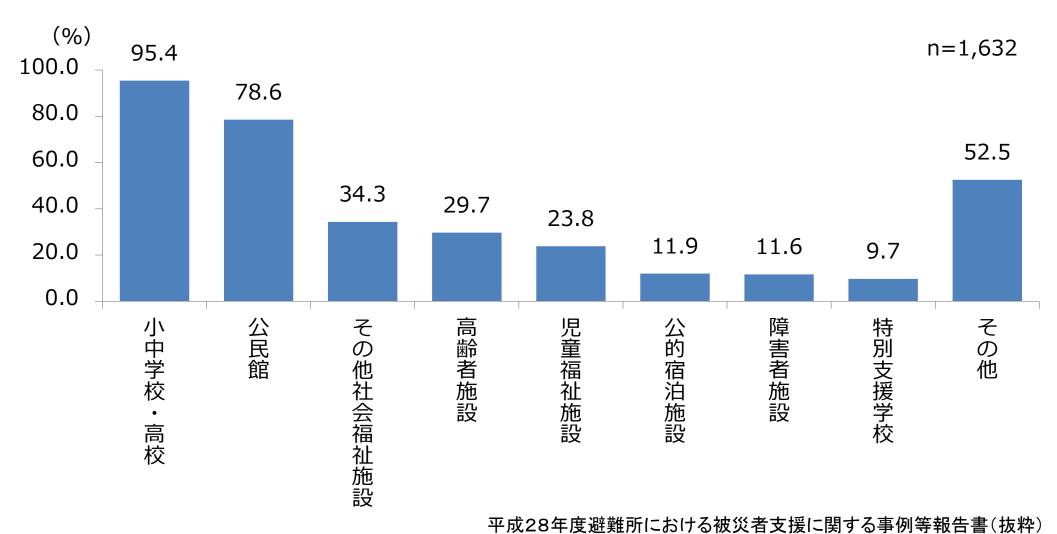
避難所の開設等は、市町村が行う自治事務であり、避難所における生活環境の整備は努力義務ではあるが、内閣府としても、市町村には、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を通じて助言。

「公助」に力点を置いた避難所開設等についての助言を平成28年4月(熊本地震の本震の翌日である4月17日に公表)に実施。

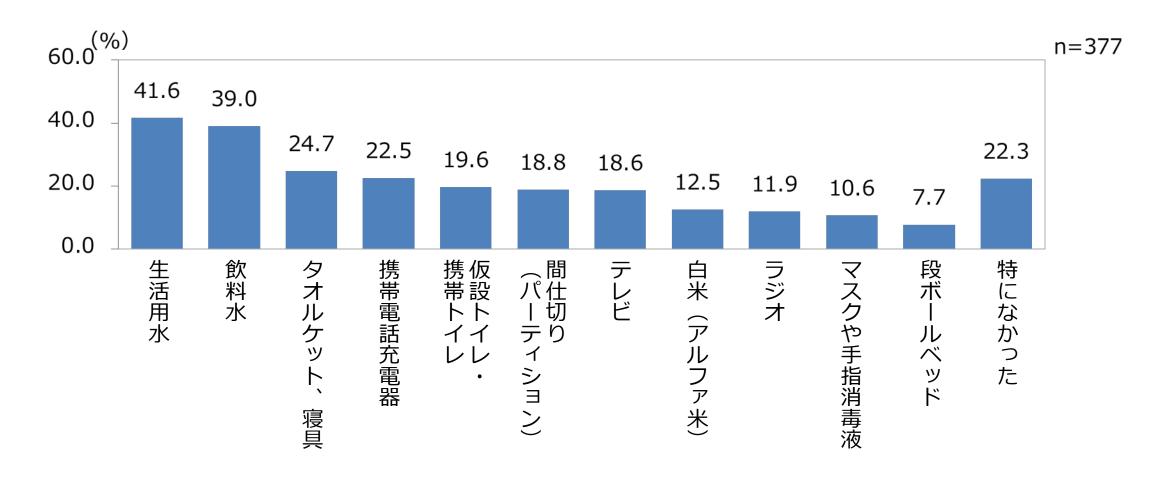
- 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針改定
 - →取組指針に基づくガイドラインの作成
 - ①避難所運営ガイドライン
 - ②福祉避難所の確保・運営ガイドライン
 - ③避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン

平成29年4月には、上記ガイドライン等を補完する事例等報告書により実施

Q: 貴自治体で指定している避難所の形態について、次の中から当てはまるものをいくつでもお答えください(全国自治体への調査)



Q: 熊本地震において避難所での滞在中、不足してお困りになったものはありますか。(いくつでも)(避難者への調査)



平成28年度避難所における被災者支援に関する事例等報告書(抜粋)

災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)(抜粋)

(指定避難所の基準)

第20条の6 法第49条の7第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 1 避難のための立退きを行った居住者等又は被災者(次号及び次条において「被災者等」という。)を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- 2 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- 3 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- 4 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- 5 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下この号において「要配慮者」という。)を滞在させることが想定されるものにあっては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。

避難所

いわゆる避難所

指定避難所

福祉避難所

災害対策基本法施行令 第20条の6

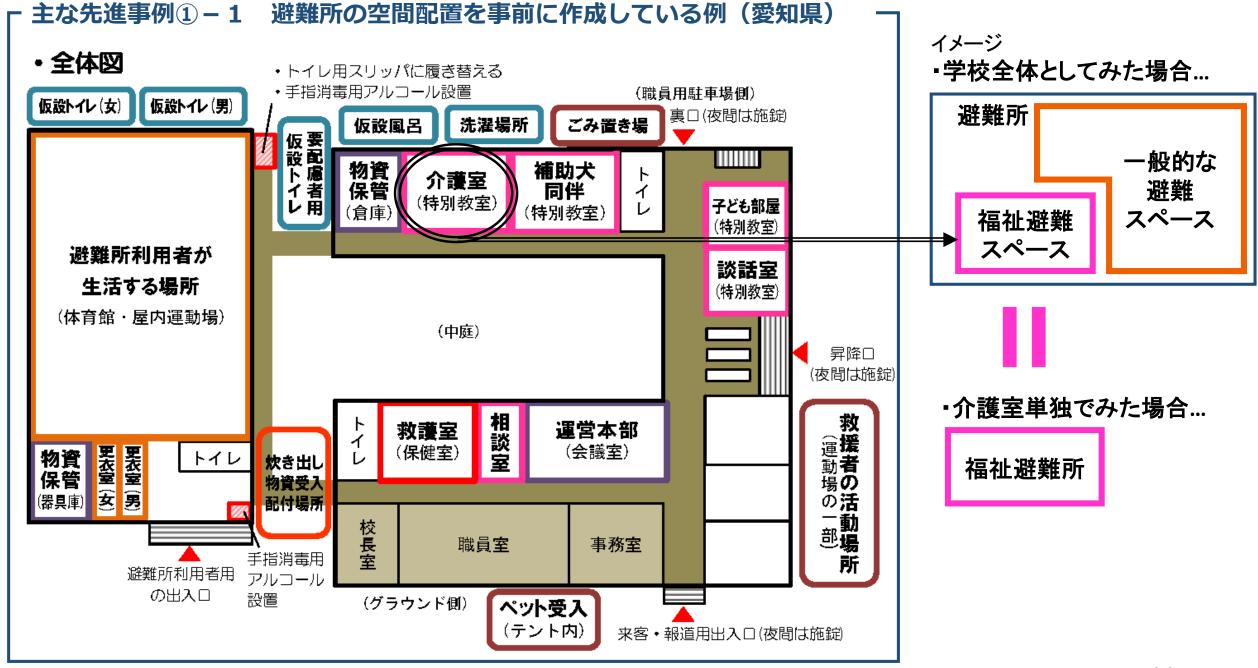
1号〜4号を全て満た している施設で、市町村 が指定避難所として指 定。 災害対策基本法施行令 第20条の6

1号〜5号を全て満た している施設で、市町村 が福祉避難所として指 定。

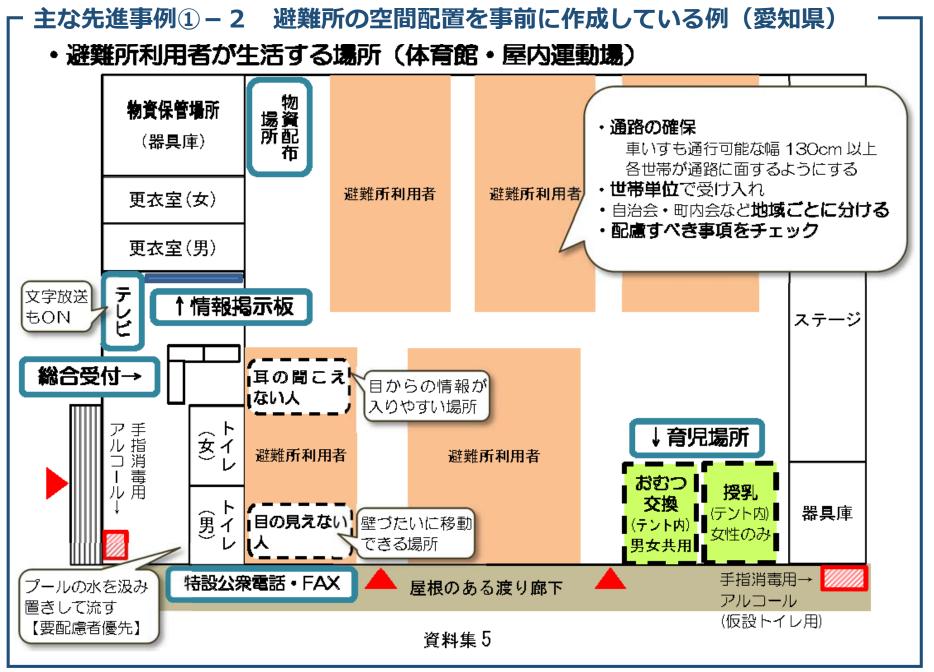
いわゆる福祉避難所

福祉避難所として指定されていないが、協定を締結するなどして発災時に福祉避難所として開設。

指定避難所として指定されていないが、協定を締結するなどして発災時に避難所として開設。



平成28年度避難所における被災者支援に関する事例等報告書(抜粋)



市町村が行う施設整備等についての国の支援

東日本大震災

東日本大震災発生前

市町村が行う施設整備について、施設 整備を支援する予算を持っている省庁 により支援。

発災後に施設利用者以外の者が避難し、 災害救助法が適用され、実質的な避難 所として開設した場合には、同法に基づ き内閣府により応急的な支援。

東日本大震災発生後

右記に以下の支援が新たに追加

市町村が行う防災機能の強化のための施設整備についても、施設整備を支援する予算を持っている省庁により支援。

指定避難所において防災機能を強化する ための施設整備について、消防庁の緊急 防災・減災事業債により支援。

発災後の避難所運営への内閣府による応急的な財政支援

例えば、災害により多数の者が生命・身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じているとして、都道府県知事が災害救助法の適用を判断した場合には、内閣府による財政支援。

主に食事に関すること

保健師、栄養士、調理師等、炊き出しスタッフの雇い上げ

炊き出しのための<u>食材、調味料、調理器具の購入、炊事場の確保や簡易調理室</u>の設置(一つの調達先に頼って食材が偏ることがないように注意しましょう)

被災者用の<u>弁当等の購入</u>

主に衛生及び暑さ対策に関すること

被災者用の<u>仮設風呂、簡易シャワ一室の設置、仮設洗濯場(洗濯機、乾燥機)、仮</u>設トイレ、授乳室

仮設風呂等ができるまでの間、

入浴施設への送迎と入浴料の支払い

暑さ対策として<u>エアコン、扇風機等のレンタル(できない場合は購入)、氷柱や氷の</u> 購入

主に生活環境の整備に関すること

緩衝材としての<u>量、カーペットのレンタル(できない場合は購入)</u>、プライバシー保護のため等の間仕切り設備、環境整備のためのダンボールベッド等の購入

避難所環境整備のための<u>冷蔵庫、洗濯機、乾燥機、掃除機等のレンタル(できない場合は購入</u>)

被災者(個人を特定しない)のための<u>毛布・タオル・下着等・歯ブラシ・消毒液・ハン</u>ドソープ・市販薬、携帯電話の充電器などの購入

主に避難所の設備に関すること

障害者、高齢者等のためのスロープの仮設置

情報収集等のためのテレビ、ラジオ等のレンタル(できない場合は購入)

災害救助法による避難所の供与の対象

1 避難所を供与(開設)する主体

災害応急対策責任者

- ①指定行政機関の長
- ②指定地方行政機関の長
- ③地方公共団体の長その他の執行機関
- ④指定公共機関及び指定地方公共機関、(青年団その他の)公共的団体並びに 防災上の重要な施設の管理者
- 2 地方公共団体の長その他の執行機関が避難所を供与(開設)し、 災害救助法の適用を決定した都道府県が法に基づく避難所の供与で あると認め、内閣府も了承した場合には、避難所の設置、維持及び管 理に必要な費用を災害救助法による避難所の設置のために支出でき るものとしている。

災害救助法による避難所の供与を行った場合

災害発生後に、災害救助法を適用し、市町村から法による避難所を設置したという連絡を受けた場合には、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)付避難所担当に連絡をお願いしたい。

連絡先:03-3501-5191 避難所担当 石田、堤

⇒避難所の供与があれば、内閣府から公文(「避難所の生活環境の整備等について(留意事項)」を発出。

(主な内容)

- 1. 避難所の設置
- 2. 炊き出しその他による食品の供与
- 3. 福祉避難所の設置
- 4. 応急仮設住宅の供与
- 5. 特別基準の設定